

専決処分の承認を求めることについて

大磯町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

大磯町長 池田 東一郎

## 専決処分書

大磯町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

大磯町長 池田 東一郎

### 理由

令和8年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要することから議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

大磯町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大磯町長

池田 東一郎

大磯町条例第 11 号

## 大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第26条を次のように改める。

（軽自動車税の課税免除）

第26条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、軽自動車税を課さない。

第26条の2から第26条の4までを次のように改める。

第26条の2から第26条の4まで 削除

第27条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第28条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第29条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第30条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第31条を次のように改める。

（軽自動車税の減免）

第31条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用するものと認められるもの
- (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有するもの（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この号において同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）
- (3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものであるもの

(4) その他特別の理由があると認められるもの

- 2 前項第3号に規定する軽自動車等について軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。
- 3 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による軽自動車税の減免について準用する。

第32条第2項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第2項ただし書又は法第445条の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

第32条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「第1項又は第2項の標識」の次に「の交付」を加える。

第48条第1項第2号中「、第26条の2第1項」を削る。

附則第10条から第15条までを次のように改める。

附則第10条から第15条まで 削除

附則第16条の見出しを「(軽自動車税の税率の特例)」に改め、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同項中「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、同項中「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、同項中「及び次項」を削り、同項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、同項中「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 改正後の大磯町町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。